

令和4年度

## 保育所入所申し込みについて

担当課 加茂市こども未来課児童保育係

TEL52-0080 内線 151

### 保育所の目的

保育所(園)は、保護者が就労や病気などのため家庭で児童の保育ができないときに、保護者に代わって児童を保育することを目的とする児童福祉施設です。

### 対象となる児童

◎次の全部に該当すること

- (1)年 齢 小学校入学年齢に達していないこと。
- (2)健 康 集団保育に支障のないこと。ただし、病気や障害のある児童についてご相談に応じます。
- (3)家庭事情 別紙「記入上の注意」の「4 保育の認定基準」のいずれかに該当すること。

### 申し込みの方法

「施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書兼入所申込書」を第一希望の保育園へ、できれば、入園を希望するお子さんと一緒においでいただき提出してください。申し込み時に不明な点があれば、こども未来課までご連絡ください。

### 申込書の書き方

別紙の「記入上の注意」をよく読んで、保護者自身でくわしくはっきりとご記入ください。

「保育の利用を必要とする理由」欄が未記入の場合や不備の場合は、後日改めて詳しくお伺いします。

「利用を希望する期間」については、最長で小学校就学まで希望することができます。

その場合の期間は次のとおりとなりますので、参考にしてください。

生年月日	年齢	保育の実施期間
H 28.4.2~H 29.4.1 生	5 歳児	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
H 29.4.2~H 30.4.1 生	4 歳児	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
H 30.4.2~H 31.4.1 生	3 歳児	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
H 31.4.2~R 2.4.1 生	2 歳児	令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
R 2.4.2~R 3.4.1 生	1 歳児	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
R 3.4.2~R 4.4.1 生	0 歳児	令和 4 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(上記は 4 月 1 日入所の場合です。年度途中の入所の場合も 4 月 1 日の年齢児になります。)

## 申し込み受付期間及び受付場所

10月15日(金)から11月1日(月)まで各保育園で受け付けます。(年度途中入所は随時受け付けます。)申込書提出後に記載内容に変更がありましたら、こども未来課までご連絡ください。

## 令和4年度変更・留意点

加茂保育園は西宮保育園に統合されます。

※申し込みの際にはご注意ください。

## 入所できる保育所

別表-1「保育所一覧表」のとおりです。

## 申し込み後に必要な書類(証明書等の提出)

保育所への入所を必要とする理由・程度の確認及び保育の必要性の支給認定を行いますので、入所児童と同居している父母(祖父母については生計中心者の場合)について、別紙「証明書等の提出について」により、各証明書等を希望する保育園へ提出してください。

※令和3年1月2日以降加茂市に転入した方は令和3年度市町村民税の課税証明書(令和3年1月1日に居住していた住所地の市町村役場が発行します。)が必要です。

## 入所の判定方法

- (1)国が定めた基準(別紙記入上の注意に記載)により保育が必要と認められた場合、入所ができます。
- (2)定員を超える申し込みのあった保育所については、母子家庭または父子家庭であること、家族の就労状況、兄弟の入所状況などの家庭状況を参考に、入所児童の優先順位を決定します。

## 保育料

保育料は父母の当年分の市民税所得割額を合算した額と、児童の年齢により、それぞれ定められます。ただし、祖父母が家庭のなかで生計中心者と認定された人は祖父母の市民税所得割額を合算した額が対象になります。

市民税所得割額は、住宅取得特別控除、配当控除、外国税控除を控除する前の税額です。

令和4年度の月額、別表のとおり令和3年度と同じ基準額表を用いる予定です。

また、保育料は4月から8月分を令和3年度市民税所得割額を用いて算定し、9月から3月分については8月に確定する令和4年度市民税所得割額を用いて算定いたします。

### 副食費(おかず、おやつ等)

令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化により3歳から5歳までの児童の利用料は無償化されました(満3歳になった後の4月1日から小学校入学前の3年間)が、副食費は保護者の負担となります。副食費については申込みの園にお問い合わせください。

0歳から2歳の副食費につきましては保育料に含まれます。

### 延長保育

通常の保育終了時刻に帰宅するとカギツ子の状態となる児童については申し込みにより延長保育(別途案内します。)を実施しますので、保育園にご相談ください。

## 別表-1

## 保育所・認定こども園 一覧表(R3.9.1現在)

名称	所在地	電話番号	定員	入所児童数	乳児保育	早朝保育	通常の保育時間 (月)~(金)	延長保育		通園バス	
				R3.9.1現在				(月)~(金)	(土)		
私立	本量寺こども園	五番町13番15号	52-0910	120	113	○	○	8:00~16:00	○	○	○
私立	宝が丘保育園	八幡1丁目10番8号	52-1392	70	74	○	○	8:00~16:00	○	○	○
公立	加茂保育園	陣ヶ峰6番15号	令和4年度より西宮保育園に統合								
私立	幼保連携型認定こども園 須田保育園	大字前須田31番地2	52-8863	70	58	○	○	8:00~16:00	○	○	○
私立	加茂新田保育園	大字加茂新田6309番地2	53-2714	70	74	○	○	8:00~16:00	○	○	
私立	下条保育園	中村6番4号	53-2266	20	15	○	○	8:00~16:00	○	○	○
私立	七谷保育園	大字黒水677番地2	52-2751	30	23	○	○	8:00~16:00	○	○	○
私立	サムエルルーム (※小規模保育)	新町2丁目11番17号 加茂テモテ・ルーテル幼稚園内	52-0348	6	5		○	8:00~16:00	○	○	○
公立	西加茂保育園	栄町8番25号	52-5580	120	36		○	8:00~16:00	○	○	○
公立	西宮保育園	青海町1丁目1番44号	52-9193	90	40	○	○	8:00~16:00	○	○	○
公立	芝野保育園	柳町2丁目12番23号	53-0294	90	62		○	8:00~16:00	○	○	○

## 〈共通事項〉

- ・原則として、早朝保育は午前7時30分からお預かりできます。ただし、保育園によって若干早く預かれるところもありますので、各保育園におたずねください。
  - ・延長保育の時間については、各保育園におたずねください。
  - ・土曜日は仕事がお休みの場合などは家庭保育をお願いしていますが、お預かりする場合は各園におたずねください。
  - ・通園バスの運行区域や乗車できる年齢などについては、各保育園におたずねください。
  - ・給食は、3歳以上児は副食給食、3歳未満児は完全給食です。
- ※小規模保育施設は、満1歳から3歳未満児を受け入れの対象としています。詳細については、園におたずねください。